

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 厚生労働大臣へ新型コロナウイルスワクチン優先接種等にかかる緊急要望を実施（全社協・政策委員会） …………… 1
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定（新型コロナウイルス感染症対策本部） …………… 2
- ◆ 令和2年社会福祉施設等調査へのご協力をお願い（厚生労働省） …………… 3
- ◆ 子供の未来応援基金による支援対象団体募集（内閣府、福祉医療機構） …… 4
- ◆ **厚生労働大臣へ新型コロナウイルスワクチン優先接種等にかかる緊急要望を実施（全社協・政策委員会）**

令和2年8月27日、全国社会福祉協議会・政策委員会は、社会福祉施設等職員への新型コロナウイルスワクチン優先接種について、全国保育協議会ほか19団体の連名による要望書を厚生労働大臣に提出しました。

保育所・認定こども園等については、日々の保育業務の中で、保育士等が安心・安全な環境のもとで業務を遂行できるよう、子どもへの感染対策からも、優先的にワクチンが接種できるよう、要望しました。

社会福祉施設・事業所従事者への 新型コロナウイルスワクチン優先接種等にかかる緊急要望

1. すべての社会福祉施設・事業所の従事者を、新型コロナワクチンの優先接種の対象としてください
2. 社会福祉施設・事業所の関係者全員が優先的にPCR検査を受けられるように徹底してください

新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種については、令和2年8月21日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策分科会」で議論が行われ、重症化を予防するため高齢者及び基礎疾患を有する者、診療を直接行う医療従事者に優先して接種するという案が示

されました。また、高齢者及び基礎疾患を有する者が集団で居住する施設で従事する者等については今後の検討課題とされています。

- 【参考】新型コロナウイルス感染症対策分科会の資料等掲載ページ
内閣官房のホームページ「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の3つ目の項目
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html>
令和2年8月21日 第6回資料
「新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種に関する分科会の現時点での考え方」

全社協・政策委員会の要望内容等の詳細は、資料1をご参照ください。

- 全国社会福祉協議会 政策委員会ホームページ
<http://zseisaku.net/>

◆「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定（新型コロナウイルス感染症対策本部）

政府は令和2年8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、標記取組を決定しました。

全社協・政策企画部を通じて本会が要望した内容に関連する項目として、検査体制の抜本的な拡充や、令和3年度前半までに全国民に提供できる数量のワクチンの確保をめざすことなどの方針が示されました。

(令和2年8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料2-1より全国保育協議会事務局抜粋)

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し

- ・軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化。感染症法における権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直し

2. 検査体制の抜本的な拡充

- ・季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築。抗原簡易キットを大幅拡充（20万件/日程度）
- ・感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施
- ・市区町村で一定の高齢者等の希望により検査を行う場合の国の支援
- ・本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備

3. 医療提供体制の確保

- ・患者の病床・宿泊療養施設の確保のための10月以降の予算確保
- ・患者を受け入れる医療機関の安定経営を確保するための更なる支援
- ・地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進め、季節性インフルエンザ流行期に備え、かかりつけ医等に相談・受診できる体制の整備
- ・病床がひっ迫した都道府県に対する他都道府県や自衛隊の支援

4. 治療薬、ワクチン

- ・治療薬の供給を確保、治療薬の研究開発に対する支援

- ・ 全国民に提供できる数量のワクチンの確保（令和3年前半まで）
- ・ 身近な地域での接種体制や健康被害救済措置の確保等
- ・ 健康被害の賠償による製造販売業者等の損失を国が補償できる法的措置

5. 保健所体制の整備

- ・ 自治体間の保健師等の応援派遣スキームの構築
- ・ 都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクの創設
- ・ 保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置

6. 感染症危機管理体制の整備 【略】

7. 国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充 【略】

取組の詳細については、首相官邸のホームページをご参照ください。

■首相官邸トップページ > 会議等一覧 > 新型コロナウイルス感染症対策本部
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

◆令和2年社会福祉施設等調査へのご協力のお願い （厚生労働省）

標記調査は、全国社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政の推進のための基礎資料を得るため、厚生労働省が毎年実施しているものです。

今年度も、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育事業所等に対し、調査票が郵送されます。会員の皆さまにおかれましては、調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年

社会福祉施設等調査

社会福祉行政推進のために実施します

調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成30年調査より、調査方法を変更*したため、調査票が送付されない施設があります。
*これまで全ての施設に記入していただいていたのですが、一部のサービス(保育所、有料老人ホーム)では無作為に選んだ施設を調査の対象としたため、事業を実施していても調査の対象とならない施設があります。

厚生労働省

Q. 調査の目的は？

A. 社会福祉法に定める第1種または第2種社会福祉事業を行う全国社会福祉施設等の全てを対象に、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的としています。

Q. どのような内容の調査をするの？

A. 施設数、在所者、従事者について毎年10月1日時点の状況を調査しています。また、3年周期で施設の構造、運営の実態、在所者の状況等の詳細な調査も行っています。

Q. いつ、どのような方法で調査するの？

A. 調査日はさむ9月下旬～10月上旬または11月中旬に調査事務局より調査票を郵送します。調査票が届かない場合は調査事務局までご連絡ください。

※ 調査事務局：TEL 0120-577-714
ご連絡の際は、電話番号をお確かめの上、お掛け間違いのないようご注意ください。
 開設期間：令和2年9月24日(木)～12月28日(月) 月～金(祝日除く)10時～18時

Q. 必ず回答しないとイケないの？

A. 法的には義務として定められていませんが、よりよい政策・サービスのためにも調査にご協力をお願いいたします。

Q. 調査結果はどう役立っているの？

A. 子育て安心プラン推進、障害福祉計画の作成や福祉人材確保対策の基礎資料として幅広く活用されています。調査結果等は<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>からご覧いただけます。

社会福祉施設等調査

検索

◆子供の未来応援基金による支援対象団体募集 (内閣府、福祉医療機構)

国民運動の一環である「子供の未来応援基金」は、これまで多くの企業・個人の方々から寄付が寄せられ、子供食堂や学習支援等子供たちに寄り添い草の根で支援を行っている NPO 法人等への支援を行っており、7 月末日時点での寄付総額は約 13 億 3,800 万円に至っています。これまで 4 回にわたり 333 団体を支援するとともに、本年 7 月には「新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業」を実施し 20 団体へ支援を決定し、延べ 353 団体へ支援金が交付されました。

このたび、第 5 回の支援対象となる NPO 法人等の募集が 10 月 2 日（金）まで行われていますので、応募要件等は下記等をご参照ください。

■福祉資料機構トップページ > 第 5 回未来応援ネットワーク 募集のお知らせ
<https://www.wam.go.jp/hp/miraiouen5th/>

第 5 回未来応援ネットワーク 募集のお知らせ

福祉医療機構

明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたち。その子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていける社会にすることが必要です。しかし、生まれ育った環境によって、教育の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされてしまう子どもたちや、健やかな成長を育むための衣食住が十分確保されていない子どもたちがいます。

貧困の連鎖によって、子どもたちの無限の可能性の芽を摘むようなことは決してあってはなりません。

子どもの貧困の放置により、子どもたちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるとの考えを前提に、子どもの貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集しました。

貧困の状況にある子ども等に寄り添って草の根で支援を行っている NPO 等に対して支援を行い、社会全体で子どもの貧困対策を進める環境を整備することを目的に、「未来応援ネットワーク事業」を実施します。

(募集概要は次ページをご参照ください。)

第5回未来応援ネットワーク事業 募集概要

事業の目的	<p>貧困の状況にある子供たちが抱える困難は様々であり、また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子供たちの環境も大きく影響を受けています。貧困の連鎖を解消するためには、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を弾力的に行うことが必要です。草の根で支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化を行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備するため、NPO法人等へ支援金を交付します。</p>	
支援対象団体	<p>① 公益法人(公益社団法人又は公益財団法人) ② NPO法人(特定非営利活動法人) ③ 一般法人(一般社団法人又は一般財団法人) ④ その他ボランティア団体、町内会など 非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体</p>	
主な支援分野	<p>◎ 学びの支援 ◎ 居場所の提供・相談支援 ◎ 衣食住など生活の支援 ◎ 児童または保護者の就労支援 ◎ 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援</p>	
支援対象事業 (実施期間)	<p>子供の貧困対策のための事業 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)</p>	
支援金額等	<p>支援金額：事業A……………上限金額300万円 事業B……………30万円または100万円 (※事業A及び事業Bの同時申請は不可とします。 募集の要件等については必ず募集要領をご確認ください。) 対象経費：支援事業を実施するために真に必要な経費</p>	
応募期限	<p>2020年10月2日(金)17時まで ※ 締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。</p>	
応募方法	<p>詳しくは、独立行政法人福祉医療機構ホームページをご覧ください。 https://www.wam.go.jp/hp/miraiouen5th/</p>	
問合せ先	<p>独立行政法人 福祉医療機構NPOリソースセンター NPO支援課 電話：03-3438-4756 FAX：03-3438-0218 月曜～金曜 9:00～17:00 (祝祭日除く) (なお、つながりにくい場合は03-3438-9942におかけください。)</p>	